

平成31年箕輪町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施し、同条第9項の規定により提出した平成29年度以前の定期監査結果報告に対し、講じた措置について同条第12項の規程により、別紙のとおりこれを公表する。

平成31年4月22日

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 下原 甲子人

## 別紙

### 平成29年度以前定期監査で改善を求められた事項の処理状況

#### 施設監査

( ) 内：前回監査年度

##### 1 役場庁舎 (29)

- 庁舎内の書類・物品の整理整頓について、徐々に改善されている事は確認できたが、実際に書類・物品等が置かれている。役場は機密性の高い書類が非常に多い。文書管理を含め引き続き整理整頓に努めること。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

書類、物品の整理整頓について、常時心がけるように指示し改善している。  
また、整理整頓の集中期間を設けて改善に努めている。

##### 2 上古田運動場 (25)

- 夜間照明の柱についている計器盤等の機器類について、老朽化によりボックスの塗装が一部剥がれています。また、電気ケーブルのパイプが破損しケーブルが露出している部分もあり危険なので修繕をしてください。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

修繕済み  
H30、ボックス塗装とケーブル被覆実施しました。

- 管理棟の入口のガラスが割れていたので修繕をしてください。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

修繕済み  
前回監査(H25)後、ただちにガラス修繕実施しました。

##### 3 ながたドーム (26)

- 施設周辺の雑草が伸びていたり、目に付かない部分にごみが捨てられていました。観光の拠点にもなっているので日頃から周辺の美化に努めてください。また、裏に施設の備品ではないと思われるものがブルーシートをかけ置かれていました。不要品であれば撤去をしてください。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

対応済み  
周辺美化については、直営及びシルバー人材センターへの草刈り等業務委託により、定期的実施している。写真の備品については、箕輪サッカー協会のイベント用の所有品であり、サッカー協会にて片付けを実施した。

##### 4 沢運動場 (25)

- グランドの周りの看板について、すでに無い会社や商店のものが残っています。また、老

朽化も進んでおり改修の必要があります。新しいものにするのが望ましいと考えますが、多額の費用がかかるため、当面現在ある看板の会社等に確認のうえ塗装するなどの対応が必要です。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

費用面で、見積もりを等を行ったところ、塗装工事のみで約 120 万程度を要する見込みであり、これまで予算化が難しかったところです。

看板が剥がれたり、壊れたりした箇所は、あて材などで補強を行ったり、鉄板ビスで固定を行うなど随時修繕を行っております。

## 5 文化センター (29)

- 前回指摘事項である正面玄関上部の軒及びフェンスの修繕は、展望塔の修繕を含み 29 年 9 月補正で要求したが、予算化に至らず修繕されていない。また、展望塔の落下防止板は、支柱の腐食が激しく大変危険である。利用度の高い施設であるので正面玄関を含め早急に修繕方法を検討し修繕すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

指摘事項修繕は、平成 29 年度 12 月補正で予算計上し、正面玄関上部の庇、転落防止柵の塗装を平成 30 年 3 月 28 日に完了しました。

展望塔の腰パネル改修については、平成 30 年度当初予算で計上し、パネル撤去とコンクリート打設が 9 月で終了しました。

## 6 博物館 (28)

- 建物の老朽化により、事務室等雨漏りが確認されています。耐震診断を含め改修を計画してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

現在 (平成 29~31 年の 3 年間)、博物館協議会において、今後の博物館の在り方を検討しており、今後はそれに沿って耐震・改修などを計画していきたいと考えています。

また、雨漏り等の施設の改修は、随時対応しています。

## 7 中学校 (29)

- 第 1 音楽室について、現在廊下で上履きを脱ぎ教室を利用しているが、じゅうたんの痛みが激しい。じゅうたんを張り替えるか、撤去する等検討し対処すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

夏休みを利用し、床張替工事を実施済み。(じゅうたん撤去・フローリング化)

## 8 北小学校 (29)

- 昨年度の指摘事項である中校舎屋上のパラペット修繕について、当初予算に計上されているにも関わらず、修繕がされていない。夏季休業期間を利用する等、早期に発注し修繕が完了するよう努めること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

指摘を受け、早急に取り掛かり、修繕を行いました。実施完了時期については、年度末休

業を利用し、平成30年3月に完了いたしました。

○ 中校舎2階ベランダの手摺の塗装が剥げ錆びているので修繕すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
塗装いたしました。

#### 9 西小学校 (29)

○ 土地を借用し使用している職員駐車場について、雨が降ったあと出入口付近が激しくぬかるんでしまい車がはまってしまふ。また、駐車場付近に外灯が少ないため暗く危険である。状況を把握し改善すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

H29年度監査後とH30年度に砂利を入れ整備。ぬかるみは改善された。

○ 昨年度の指摘事項であるランチルームの雨漏りについて、本年度屋根の塗装工事を予定しているとの事であるが、未だ発注されていない。夏季休業期間を利用する等、早期に発注し修繕が完了するよう努めること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

H29年度末、屋根塗装工事完了。

#### 10 北小河内排水処理施設 (27)

○ 施設北の放流ポンプ槽の上に小水力発電の実験設備がありますが、現在は全く稼働していないようです。施設の機能自体に影響はないとのことですが、民間の研究チームの設置なので、今後稼働する予定がなければ、撤去するべきと考えます。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

箕輪セカンドエネルギー（荻原直巳会長：事務局商工会内）による実証実験事業であり、同団体に現在の状況を確認したところ、設備の改良を行いながら事業継続中とのこと。水道課としては、処理場稼働において特段の影響が無い事から継続設置を認めている。

当該団体にて、今年度中に事業継続か終了かの判断をする予定とのことなので、判断が出たところで再度対応を検討する。

#### 11 北島水源管理棟

○ 施設を囲むフェンスについて所々網が破損し大きな穴の開いている箇所もあります。飲料水の水源であるので、できる限り早い時期に補修をしてください。なお、施設の周りが宅地化されてきており、長期的には容易に侵入ができないようにすることを検討してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

破損については補修しました。破損が無いか日常的に点検しています。

#### 12 中部小学校 (29)

○ 2階渡り廊下について、部分的な修繕を行なったが完全に雨漏りが解消できていない。渡り廊下全体の修繕が必要と考えられる。また、北校舎2階渡り廊下入口の塩ビシートが剥がれており、雨漏り等の影響も考えられるので全体を含め修繕方法等検討し対処すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

渡り廊下は、夏休み中に全面緑のシートの張替えを行っていただき、それ以後の雨漏りの確認はされていない。塩ビは予算がつかず、そのままです。

### 13 東小学校 (29)

- 体育館南側軒裏に大きな破損個所が見られ、雨漏りの原因にもなり兼ねない。学童入口ポーチ部分の塗装及び外壁の汚れも含め改善すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
軒裏の破損個所については、平成 30 年度で予算が確保され修理が完了しました。
- プールサイドの段差については、昨年度も指摘した事項である。ケガをした児童もいるので早急に改善すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
平成 30 年度で予算が確保され、プール使用が始まる前に修理が完了しました。

### 14 木下南保育園 (26)

- 雨漏りの跡が各所にみられる。危険であれば修繕をすること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
危険個所については、修繕済

## 各課の監査

### 1 企画振興課 若者世帯定住支援奨励金について

平成 29 年度 39 件、1,410 万円を補助金として交付している。交付対象者を拡大し取り組んでいる事業であるが、事業効果を検証する上で申請者の方から直接ご意見を聞く等、検証方法を検討すべきと考える。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

みのわの魅力発信室関与移住世帯を対象にアンケートを実施しました。アンケート結果で奨励金が箕輪町への移住を決める要素にまあまあ要素となったと答えた世帯が多くありました。

なお、実際に奨励金を活用しての移住者が多いため効果はあると考えます。

### 2 産業振興課 農業青少年センターについて

町として平成 31 年度に取壊しを計画しているとのことであるが、利用している地元常会に取壊し時期を含め事前に周知等すべきと考える。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

春日町集会所建設委員会委員長に対し平成31年9月末日までに解体工事を終える予定であることを伝え、この旨常会加入者へ周知していただくよう依頼した。

### 3 学校教育課 学童クラブ実費負担金について

学童クラブで実費負担金として集めているおやつ代 800 円について、現金の管理方法等が不明確である。金額の大小に関わらず適正に管理するよう改善すること。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

各教室へ収支の記載とレシート保存を義務付け。

収支決算状況は、保護者に対して通知により報告することとした。

年 2 回、教育委員会へ収支報告し、学校教育課長及び担当者にて確認を行うこととした。

公金扱い（利用料に含める等）とすることも検討したが、入出金の手続きや取扱いが煩雑となるため、難しいと考えている。

近隣では、通年利用時のおやつ提供をやめた自治体もある。ただ、学童クラブは生活の場として運営しており、おやつが児童の楽しみの一つとなっていることから、安易な廃止は選択せず、指導員や保護者等の意見も聞きながら引き続き慎重に検討していく。

### 4 教職員住宅の後利用について

上古田教職員住宅は、修繕と取壊しを比較検討した取壊す予定との事であるが、取壊し後の利用について売却等を含め検討すること。また、メゾンみんなのわについても、引き続き施設利用方法を検討すること。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

メゾンみんなのわの世帯用住宅については、大正大学の地域実習における学生の滞在先として活用し、施設の利用を促した。

利用料について、教職員組合から値下げ要求もあるが、近傍同種住宅の料金等を参考にす

ると、メゾンみんなのわの現在の利用料は決して高いとは認識していない。しかし、入居状況（教職員住宅のあり方含む）や、施設の一部老朽化もあり、利用方法を引き続き検討していく。